r7物価_1_2

令和7年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

都道府県区分	【08_茨城県】
地方公共団体名（コード有り）	08302_茨城県茨城町
都道府県・市町村コード（5桁）	08302
担当部局課名	町長公室　地域政策課
担当者氏名	藤井　淳雄
電話番号	029-215-8003
メールアドレス	kikaku@town.ibaraki.lg.jp

（単位：千円）

交付対象経費(地方単独事業費)（R6経済対策分）	国の№補正予算分(推奨事業メニュー)　交付限度額①	89,991
	国の№補正予算分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　給付費　交付限度額②にかかる交付対象経費	72,820
	国の№補正予算分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　事務費　交付限度額③にかかる交付対象経費	11,310
	国の№補正予算分(給付支援サービス分)　交付限度額④にかかる交付対象経費	－
交付対象経費(地方単独事業費)（R7予備費分）	国の**R7予備費**分(推奨事業メニュー)　交付限度額⑤	20,284
交付対象経費(地方単独事業費)（その他）	令和7年3月17日事務連絡に基づく追加分にかかる交付対象経費	－

令和7年度配分額 国の№補正予算分(推奨事業メニュー)　交付限度額①	－	国の**R7予備費**分(推奨事業メニュー)　交付限度額⑤	－
令和7年度配分額 国の№補正予算分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　給付費　交付限度額②	－		
令和7年度配分額 国の№補正予算分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　事務費　交付限度額③	－		
令和7年度配分額 国の№補正予算分(給付支援サービス分)　交付限度額④	－		
令回配分予定額 国の№補正予算分(推奨事業メニュー)　交付限度額①	82,887	令回配分予定額 国の**R7予備費**分(推奨事業メニュー)　交付限度額⑤	14,306
令回配分予定額 国の№補正予算分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　給付費　交付限度額②	46,910		
令回配分予定額 国の№補正予算分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　事務費　交付限度額③	11,310		
配分予定額計 国の№補正予算分(推奨事業メニュー)　交付限度額①	82,887	配分予定額計 国の**R7予備費**分(推奨事業メニュー)　交付限度額⑤	14,306
配分予定額計 国の№補正予算分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　給付費　交付限度額②	46,910	小計　配分予定額計（R7予備費分）	14,306
配分予定額計 国の№補正予算分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　事務費　交付限度額③	11,310		
配分予定額計 国の№補正予算分(給付支援サービス分)　交付限度額④	－		
小計　配分予定額計（R6経済対策分）	141,107		
今回配分予定額(配分予定額計) 令和7年3月17日事務連絡に基づく追加分 ※事務連絡は該当団体のみに通知	－		

国の№補正分(推奨事業メニュー)　交付限度額①（令和7年度末省繰越分）	82,887	国の**R7予備費**分(推奨事業メニュー)　交付限度額⑤（令和7年●月●日通知分）	14,306
国の№補正分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　給付費　交付限度額②（令和7年度末省繰越分）	30,600	小計　交付限度額(R7予備費分)	14,306
国の№補正分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　給付費　交付限度額②（令回通知分）	16,310		
国の№補正分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　給付費　交付限度額②（令和●年●月通知分）			
国の№補正分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　給付費　交付限度額②（令和●年●月通知分）			
国の№補正分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　給付費　交付限度額②（令和●年●月通知分）			
小計　交付限度額②	46,910		
国の№補正分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　事務費　交付限度額③（令和7年度末省繰越分）	11,304		
国の№補正分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　事務費　交付限度額③（令回通知分）	1,351		
国の№補正分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　事務費　交付限度額③（令和●年●月通知分）			
国の№補正分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　事務費　交付限度額③（令和●年●月通知分）			
国の№補正分(令和6年度低所得世帯支援給付金)　事務費　交付限度額③（令和●年●月通知分）			
小計　交付限度額③	12,655		
国の№補正分(給付支援サービス分)　交付限度額④（令和7年度末省繰越分）	－		
国の№補正分(給付支援サービス分)　交付限度額④（令回通知分）	－		
国の№補正分(給付支援サービス分)　交付限度額④（令和●年●月通知分）			
小計　交付限度額④	－		
小計　交付限度額(R6経済対策分)	142,452	令和7年3月17日事務連絡に基づく追加分　交付限度額	－

エラー(自治体名記載有)	
エラー(担当者・連絡先記載不備)	
エラー(既配分額記載不備)	
エラー(交付限度額記載不備)	
エラー(交付限度額>既配分額)	
エラー(交付対象経費>既配分額)	

事業数	11	基金事業数	0
最終事業No	14		
総括シートの事業内容と整合性が取れている	11		
「R6-R7物価高騰対策」シートの事業数	11		
「R6-R7物価高騰」	1		

R6補正_推奨	－
R6補正_低	72,820
R7予備_推奨	－

配分予定額計　155,413　移替先　156,758

No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける世帯に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策等との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事メニュー	※を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B.1 国の№補正予算分(交付限度額①)(推奨事業メニュー)	B.2 国の№補正予算分(令和6年度低所得世帯支援給付金)給付費	B.2 国の№補正予算分(令和6年度低所得世帯支援給付金)事務費	B.3 国の№補正予算分(交付限度額④)(給付支援サービス分)	B.4 国の**R7予備費**分(交付限度額⑤)(推奨事業メニュー)	C その他(一般財源や補助対象外経費等)	移替先 事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記）①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③経費区分（人件費、事務費、事業費等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総務省 特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業期間	交付限度額計 事業期間	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の活用を図るとされた各地方の高齢の皆さまに向けた対策分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分	自治体利用枠	自治体利用額	エラー(予算枠超れ)	エラー(枠超れ)	エラー(効果長強超過れ)	エラー(臨時名称超れ)
										合計	194,405	194,405	89,991	72,820	11,310	－	20,284	－																	
1	R6_補正	低所得	○	○	○	令和6年度住民税均等割非課税世帯(**3万円**)＋こども加算(**2万円**)＋**芝是臨時世帯**（令和6年度低所得世帯支援枠等）	令和6年度非課税世帯物価高騰対策給付金事業、芝城減税臨時給付金(不足給付)/支給事業	Ⅱ．物価高の克服	○	－		84,130	84,130	－	72,820	11,310		－		事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記）①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③経費区分（人件費、事務費、事業費等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等） ①物価高が続くなかで低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6.R7の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯　2923世帯×30千円、子どもが加算246人×20千円　芝城減税を補足する給付（うち不足給付）の対象者　2923世帯　の3%が計画分 事務費（1310世帯） 事務費の内容　（雑務費（事務用品等）、役務費（郵送料等）、業務委託料、使用料及び賃借料、人件費、として支出） ④低所得世帯への給付対象世帯数(2923世帯)、芝城減税を補足する給付（うち不足給付）の対象者数(3243人)	－	○	－	R7.3	R8.3	対象世帯に対して令和7年8月末までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R6補正(地)					
2	〈デジタル庁〉給付支援サービス（R6補正）											－	－																						
3	令和6年度低所得世帯支援給付等臨時の給付費（家計急変への横出し等・R6補正）											－	－																						
4	事務費（上乗せ・横出し）											－	－																						
5	R6_補正	推奨事業	○	○	○	公共交通エネルギー価格高騰対策事業	Ⅱ．物価高の克服	○	⑦地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援		2,740	2,740	2,740						①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている公共交通事業者を支援することにより、公共交通の運行の維持及び経営を図る。 ②バス事業者・タクシー事業者に対する支援　路線バス1系統当たり100,000円、タクシー1台当たり30,000円 ③路線バス事業者(2者)　25系統×100,000円=2,500,000円 タクシー事業者(2者)　8台×30,000円=240,000円 ④常内を運行する路線バス事業者、町内で営業するタクシー事業者(町内に本社または営業所を設置)	－	－	－	R7.7	R7.12	路線バス事業者2者及びタクシー事業者2者の安定的な事業継続を図る。	ホームページ、広報誌等	運輸交通・物流・観光事業者			R7当初(地)					
6	R6_補正	推奨事業	○	○	○	保育所等物価高騰対策支援給付事業	Ⅱ．物価高の克服	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公用施設等に対する物価高騰対策支援		4,902	4,902	4,902						①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により影響を受けている町内の私立保育所等に対し、支援を行うことにより、負担軽減を図る。 ②私立保育所等に対する支援 給食材料費高騰分に対し、児童1人当たり500円/月を支援（R7.4～R8.3） ③保育所3施設(延べ人所児童数1,780人)1,890,000円 認定こども園3施設(延べ人所児童数3,480人)2,730,000円 地域型保育事業所4施設(延べ人所児童数844人)2,222,000円 認可外保育施設1施設(延べ人所児童数120人)60,000円 ④町内の私立保育所等(11施設)	－	－	－	R7.4	R7.9	保育所等13施設への給付金支給。	ホームページ、広報誌等	保育所・幼稚園・認定こども園等			R7当初(地)					
7	R6_補正	推奨事業	○	○	○	給食料金値高騰対策支援金給付事業（第3弾）	Ⅱ．物価高の克服	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		14,900	14,900	14,900						①エネルギー・食料品価格等の物価高騰下における給食料価格の高騰により、経済及び所得不安におかれる経営への影響を緩和し、今後継者に対する支援を行うことにより、経営の維持安定を図る。 ②町内で飲食を目的とした経済又は所得の方々を助に努めており、今後も経営を継続する意思を有している者に対し、1回当たり以下の金額を支援する。 ・乳用牛　4,000円/1頭当たり、肉用牛　1,000円/1頭当たり ・採卵鶏　1,000羽×4,000円=4,000,000円 ・ブロイラー　1,000羽×1,500円=1,500,000円 ④町内の生産農家(11農家)	－	－	－	R7.6	R7.11	町内の牛飼養者33経営体への支援金給付	ホームページ、広報誌等	農林水産・食品分野			R7当初(地)					
8	R6_補正	推奨事業	○	○	○	下水処理場等電気料金高騰対策支援事業	Ⅱ．物価高の克服	○	⑧推奨事業メニュー例よりも更に効果が高いと判断する地方単独事業	下水道施設は日常生活・事業活動に密接に関わる重要インフラであることから、高騰する電気料金に対する支援は、生活者や事業者に対し、直接的に影響を及ぼす、特に効果がある事業である。	3,233	3,233	3,233						①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により影響を受けている下水道事業者に対し、高騰する電気料金に対する支援を行うことにより、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図る。 ②町浄化センター及び農業集落排水施設(4施設)に対する令和7年4月分から令和8年3月分までの電気料金高騰分の一部支援 ③1kWh当たりの高騰額×使用電力量見込み ・町浄化センター　2,189.105円=2.05(円/kWh)×1,067,856(kWh) ・飯沼農業集落排水施設　235,457円=1.43(円/kWh)×164,655(kWh) ・下石崎農業集落排水施設　365,557円=1.93(円/kWh)×189,408(kWh) ・舘沼用農業集落排水施設　271,874円=2.10(円/kWh)×129,464(kWh) ・逆川農業集落排水施設　170,833円=1.51(円/kWh)×84,418(kWh) ④下水道施設(3施設)	－	－	－	R7.4	R8.3	下水道施設(3施設)の維持管理費(電力高騰分)の抑制	ホームページ、広報誌等	下水道事業者			R7当初(地)					
9	R6_補正	推奨事業	○	○	○	浄・配水場等電気料金高騰対策支援事業	Ⅱ．物価高の克服	○	⑧推奨事業メニュー例よりも更に効果が高いと判断する地方単独事業	上水道施設は日常生活・事業活動に密接に関わる重要インフラであることから、高騰する電気料金に対する支援は、生活者や事業者に対し、直接的に影響を及ぼす、特に効果がある事業である。	3,456	3,456	3,456						①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により影響を受けている水道事業者に対し、高騰する電気料金に対する支援を行うことにより、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図る。 ②町上水道施設(3施設)に対する令和7年4月分から令和8年3月分までの電気料金高騰分の一部支援 ③1kWh当たりの高騰額×使用電力量見込み ・北部浄水場：1,748.53円=1.91(円/kWh)×915,464(kWh) ・南部浄水場：1,505.65円=1.85(円/kWh)×813,884(kWh) ・大戸配水場：201,449円=1.49(円/kWh)×135,201(kWh) ④上水道施設(3施設)	－	－	－	R7.4	R8.3	上水道施設(3施設)の維持管理費(電力高騰分)の抑制	ホームページ、広報誌等	水道事業者			R7当初(地)					
10	R6_補正	推奨事業	○	○	○	高校生等新生活スタート応援事業	Ⅱ．物価高の克服	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		7,849	7,849	7,849						①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援として、新高校生等の保護者に対し、高校生等新生活スタートと活給付金を交付することにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図る。 ②生徒1人当たり30,000円 ③給付金7,800,000円=30,000円×260人 事務費49,000円(消耗品費、郵便料　等) ④令和8年1月1日時点で町の住民基本台帳に登録されており、3月1日現在で出席校数見込みの高校(新校)の生徒が対象の保護者	－	○	－	R7.10	R8.3	町内に住所を有し、中学校等を卒業する見込みがある世帯300人の保護者に対して支援を行い、経済的負担軽減を図る。	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R7当初(地)					
11	R6_補正	推奨事業	○	○	○	学校給食費物価高騰対策支援事業	Ⅱ．物価高の克服	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		52,911	52,911	52,911						①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対し、学校給食費を支援することにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図る。 ②物価高騰に伴う給食費値上げ相当分の支援と、中学生の保護者に対する支援を行うことにより、子育て世帯の負担軽減を図る。 ・期間：令和7年4月分～令和8年3月分で、3月を除く11ヶ月分） ・支援額：幼稚園児（物価高騰分）前期1,167円[※当初は定区分によると]、小学生（物価高騰分）月額410円/人、中学生（物価高騰分）月額1,118円/人、中学生（給食費支援分）月額430円/人 ・対象者：町立幼稚園及び町立小中学校に在籍する園児・児童・生徒の保護者 ③【物価高騰分】 ・幼稚園児（28人）：199,873円　※金額は認定区分による ・小学生（1,258人）：13,727,236円=999円/人・月×1,258人×11ヶ月 ・中学生（654人）：8,050,086円=1,118円/人・月×654人×11ヶ月 【給食費支援分】 ・中学生（654人）：30,934,200円=4,300円/人・月×654人×11ヶ月 ④町立幼稚園に通う園児24人、町立小中学校に通う児童1,258人及び生徒654人の保護者 ※R7.3.17事務連絡により追加	－	－	－	R7.4	R8.3	町立幼稚園・小学校・中学校に通う園児・児童・生徒1,940人の保護者に対して支援を行い、子育て世帯の負担軽減を図る。	ホームページ、広報誌等	給食			R7当初(地)					
12	R7_予備	推奨事業	○	○	○	防犯カメラ設置支援（物価高騰対策）事業	米国関税措置	○	③消費下支え等を通じた生活者支援		2,400	2,400					2,400		①犯罪抑止及び安全で安心なまちづくりを推進し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により町民への影響を軽減するため、防犯活動の補助として防犯カメラ設置すな費用に対し、補助金を交付し、経済的負担軽減を図る。 ②防犯カメラの設置等費用に対する補助金 ③補助率：対象経費の1/2 補助金（上限30,000円×80世帯=2,400,000円 ④町全	－	－	－	R7.9	R8.3	80世帯の防犯カメラ設置等に係る費用に対して補助を行い、経済的負担軽減を図る。	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R7補正(地)					
13	R7_予備	推奨事業	○	○	○	物価高騰に伴う認定農業者等支援金給付事業	米国関税措置	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		12,541	12,541					12,541		①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている認定農業者等に対し、支援金を給付することにより、経営の維持安定と営農意欲の向上を図る。 ②認定農業者及び新規就農者に対し支援金を定額で給付（1経営体当たり30,000円） ③給付金：30,000円×250経営体=12,500,000円 事務費：41,000円（郵便料、消耗品）	－	－	－	R7.9	R8.3	認定農業者及び新規就農者250経営体に対して支援を行い、経営の維持安定と営農意欲の向上を図る。	ホームページ、広報誌等	農林水産・食品分野			R7補正(地)					
14	R7_予備	推奨事業	○	○	○	公共施設電気料金高騰対策事業	米国関税措置	○	⑧推奨事業メニュー例よりも更に効果が高いと判断する地方単独事業	公共施設の高騰する電気料金に対する支援は、施設利用者への過剰転嫁により、利用者（町民等）の負担が増加することを防止するため、電気料金の高騰分に交付金を活用し、町民サービスを安定的に提供する。	5,343	5,343					5,343		①電気料金の高騰に伴い、公共施設の維持管理費が増加する中において、施設利用者への過剰転嫁により、利用者（町民等）の負担が増加することを防止するため、電気料金の高騰分に交付金を活用し、町民サービスを安定的に提供する。 ②小学校・中学校・運動公園・国立自然公園の令和7年4月分から令和8年3月分までの電気料金高騰分の一部支援 ③1kWh当たりの高騰額×使用電力量見込み ・長岡小学校：21,647円=1.54(円/kWh)×112,189(kWh) ・菅小学校：423,380円=3.27(円/kWh)×129,474(kWh) ・舟生小学校：1,176,000円=1.50(円/kWh)×784,000(kWh) ・北浦小学校：319,233円=1.34(円/kWh)×243,041(kWh) ・明光中学校：664,687円=2.03(円/kWh)×327,432(kWh) ・運動公園：2,553,075円=9.74(円/kWh)×262,123(kWh) ・国立自然公園：970,169円=10.01(円/kWh)×96,920(kWh) ④町立小学校(4校分)、運動公園、国立自然公園	－	－	－	R7.4	R8.3	エネルギー価格の物価高騰の影響による維持管理費の抑制（公共施設使用料等の値上げ額0円）	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R7当初(地)					